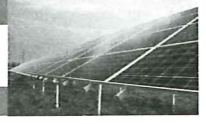




秋本議員の再生エネ永田町報告



「接続同意」の書類一覧を公開

こんにちは、衆議院議員の秋本真利です。

FIT法の改正によって、一定の期日までに一般送配電事業者等の接続の同意を得られない場合、認定が取消されることになりました。エネ庁には、事業者へ注意勧告をしっかりと同時に、何をもって接続の同意とするのかをハッキリさせ一覧表を作成し、6月中に公表するよう要請をしました。なぜならば、低圧や高圧等の電圧の違いや、買取者が旧一般電気事業者か否かによって、さらに地域によって接続の同意を示す書類の名称が全然違うからです。

エネ庁も鋭意作業を進め6月30日に接続の同意を示す書類の名称、及び、接続の同意を示す書類と誤認されやすい書類の名称の一覧をHP (http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/legal_filename.html) に公開しました。今後は一覧表を作成しなければならないようなバラバラな状況を改善するため、接続の同意へのスキームや書類の名称を統一していく必要があります、自民党の再生可能エネルギー普及拡大委員会において検討課題とするつもりです。

また、同じ改正FIT法施行規則案において、事業用太陽光の運開までの時間を「個別の事情は考慮せず一律認定後3年以内」とすることが示されています。今後、当該ルールに従って事業展開することが基本となります。しかし、太陽光発電を環境影響評価の対象にしている自治体が長野県をはじめ全国に40前後あり、これらの自治体のルールに従った上で3年以内に運開できるかどうかは、状況を個別に把握する必要があるように感じます。

一般送配電事業者による確定通知の遅延については、4月1日に本格施行された電力自由化に水を差す大変大きな問題です。直近(6月30日時点)で、20,710件の遅延が発生しており、このうち、東電エナジーパートナー(E.P.)に対する遅延が10,270件、その他の小売電気事業者に対する遅延が10,440件となっています。特に、その他の小売電気事業者に対する遅延は、新電力の社会的信用を著しく損なう可能性が極めて高く、それが電力自由化の屋台骨を揺るがすことになりかねません。政府としても事態を重く受け止め、電力・ガス取引監視等委員会が6月に業務改善勧告を出しました。

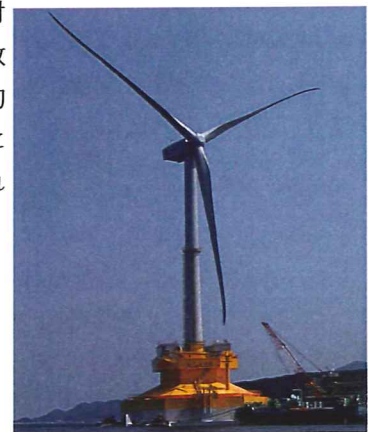
勧告によって事態が早急に改善されれば良いのですが、残念ながらそうならなかった場合は、監視等委員会が電事法(電事法66条の11第2項)に基づく経産大臣への報告をすることになります。そして、経産大臣による業務改善命令(電事法27条1項)が出て、最終的には300万円以下の罰金(電事法118条)となるわけです。自民党としても今回の事態については看過できないと考えています。



事態が一向に改善されない場合は、関係者からのヒアリングを行うことも検討しています。さらには、今回の事態を見るにつけて、一般送配電事業者の業務改善に対するインセンティブについても検討が必要であると感じています。最終的に300万円の罰金という行政処分だけでは不十分な感も否めないのも、託送料に対する監督官庁のグリップをより高めるなどの実効性のある措置も検討しなければならぬかもしれません。

兵庫県で組み立てられていた洋上風力発電「ふくしま浜風」(写真)が完成し、福島県沖に曳航されいよいよ運開を迎えます。この風車には、自民党の再生可能エネルギー普及拡大委員会で問題を整理した設備が搭載されていると報告を受けています。

(自民党再生可能エネルギー普及拡大委員会事務局長、秋本真利)



(ジャパンマリンユナイテッド㈱及び㈱吉田組提供)